# 企画競争説明書

業務名称: パラオ国送電網整備計画準備調査

調達管理番号: 21a00114

#### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

第3章 特記仕様書案

第4章 業務実施上の条件

注)本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ(PDF)」 とさせていただきます。

詳細については「第17.プロポーザル等の提出」をご確認ください。

また、見積もりの際には2021年度報酬単価(月額上限額)を適用してください。(2021年3月3日お知らせ参照)

https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html

2021年4月21日 独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

# 第1章 企画競争の手続き

- 1 公示 公示日 2021年4月21日
- 2 契約担当役理事 植嶋 卓巳
- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:パラオ国送電網整備計画準備調査
- (2) 業務内容:「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
  - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
  - ( )「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)
- (4)契約履行期間(予定):2021年7月 ~ 2022年6月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画しますし。

1) 2021年度末(2022年2月頃)

#### 4 窓口

#### 【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者:【中島 ひとみ/Nakashima. Hitomi2@jica.go.jp】

注)持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

社会基盤部 資源・エネルギーグループ

#### 5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成 15 年細則 (調)第 8 号)第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年 規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確 定日(契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除 する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

<sup>1</sup> 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

#### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 全省庁統一資格 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。
- 2) 日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。 特定の排除者はありません。

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定 する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認する ことがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

#### 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2021年5月6日 12時
- (2)提出先:上記「4.窓口 【選定手続き窓口】」(電子メール宛先及び担当者) 注1)原則、電子メールによる送付としてください。
  - 注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号 案件名」を記載ください。
  - 注3)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則として お断りしています。
- (3) 回答方法: 2021年5月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。 (URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

#### 7 プロポーザル等の提出

(1)提出期限:2021年5月21日 12時

#### (2)提出方法:

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンデーション実施する場合のみ)を、電子データ(PDF)での提出とします。上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3)提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

#### (4)提出書類:

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) <u>プレゼンテーション実施に必要な資料(プレゼンデーション実施する場合</u> のみ)
- (5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1)提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

#### (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに 作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

- e) その他
  - 送電線ルート調査(現地再委託経費)
  - 測量調査(現地再委託経費)
  - ▶ 地質調査 (現地再委託経費)
  - ▶ 環境社会配慮調査(現地再委託経費)
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) US\$1 = 107.957円
  - b) EUR1 = 120.226円
- 5) その他留意事項 特になし
- 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目 及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に 当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガ イドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサル タント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.iica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者/送変電計画
  - b) 変電設備
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。 最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

最低価格との差(%)	価格点
3 %未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	O点

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

#### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加 算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を 開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決 定。

#### 9 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を<u>2021年6月9日</u>までに<u>プロポーザルに記</u>載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開すること とします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- (1)コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- 4)若手育成加点 \*
- ⑤価格点\*
  - \*4、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7 営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を 調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎて の申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性が あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたしま す。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

#### 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</a>)
プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

#### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会 運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際 協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号) に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りなが らこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難される べき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号) 又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、 業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させて いただくことが趣旨です。

#### 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(〇)本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が 実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントと して、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金 協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とし ます。

本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している 社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協 力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合 は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除 されます。

#### 13 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン/個別制度の解説」

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html</a>)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務 実施契約」 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html)

### 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「**コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン**」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験
    - 注)類似業務:電力の送変電事業に関する各種業務等
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報

#### (2)業務の実施方針等

1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3)作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7)実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他

#### (3)業務従事予定者の経験、能力

1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。 業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別 添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業 務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/送変電計画
- > 変電設備

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者(業務主任者/送変電計画)】

- a) 類似業務経験の分野:送変電計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:パラオ国及び全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

#### 【業務従事者:担当分野 変電設備】

- a) 類似業務経験の分野:変電設備に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:パラオ国及び全途上国
- c) 語学能力: 英語

#### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。 ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業 務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2)複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)押印は省略可となります。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に 同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事 者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活

用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を 目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙:プロポーザル評価表

# プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(1	0)
(1)類似業務の経験	(	ີວ
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	1
2. 業務の実施方針等	(3	0)
(1)業務実施の基本方針の的確性	1	0
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等 12		2
(3)要員計画等の妥当性	要員計画等の妥当性 3	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	į	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
	(40)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力:業務主任者/送変電計画	(40)	(16)
ア)類似業務の経験	16	7
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ)語学力	6	2
エ)業務主任者等としての経験	8	3
オ)その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇</u>	_	(16)
ア)類似業務の経験	_	7
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	2
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	3
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_
イ)業務管理体制	_	8
(2)業務従事者の経験・能力 <u>変電設備</u>		0)
ア)類似業務の経験		0
イ)対象国又は同類似地域での業務経験		2
ウ)語学カ	4	
エ)その他学位、資格等	4	1

### 第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている**「脚注」**については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と*受注者* 名(以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「パラオ国送電網 整備計画準備調査」に係る業務の仕様を示すものである。

#### 第2条 調査の背景

パラオ共和国(以下、「パラオ」という。)は、観光を中心とする産業の集積地であるコロール島及び首都マルキョクの所在するバベルダオブ島に全人口の約96%が居住し、電力需要はコロール島及びバベルダオブ島南部で両島全体の需要の85%を占める。両島の年間電力需要は84.8GWh、ピーク需要は約12.4MWであり(2017年)、コロール島のマラカル発電所及びバベルダオブ島のアイメリーク発電所の両ディーゼル発電所から同島南北を縦断する34.5kV送電線を介して電力が供給される。当該送電線は、1回線のため、いずれかの区間に事故が発生すると、事故が除去されるまで全区間で停電が継続する。

パラオ国内の電源構成は、ほぼディーゼル発電が占め、総発電量に占める再生可能エネルギー源発電量は、系統連系型太陽光発電設備による 1.6%である(2019年)。当国政府は 2015 年に「国家長期エネルギー政策」を改訂し、2017年に「パラオエネルギーロードマップ」を策定した。同政策及びロードマップにおいて国内総発電量に占める再生可能エネルギーの比率を 2025 年までに 45%まで向上させることを目標とし、同目標をパリ協定下の「国が決定する貢献(NDC)」として表明している。

パラオ政府は、独立系発電事業者(以下、「IPP」という。)との電力売買契約を通じ、太陽光発電所建設と蓄電池導入を進め、再生可能エネルギー比率を 2022 年までの IPP 事業フェーズ 1 で 20%、さらに 2025 年までの IPP 事業フェーズ 2 で 45%に上げることを目指している。JICA の技術協力「送配電システム改善・維持管理強化計画策定プロジェクト」(2018-2019 年)で策定されたマスタープランを踏まえて、パラオ公共事業公社(以下、「PPUC」という。)が 2020 年に策定した容量計画(Capacity Plan)では、フェーズ 2 の実施に向けて送変電設備の増強が必要不可欠としている。これを受けて、パラオ政府は我が国に送電網整備計画(以下、「本事

これら一連の経緯を踏まえ、JICAは関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認するとともに、適切な事業計画の策定、概略設計並びに概略事業費の積算を行うための協力準備調査を実施する。

#### 第3条 プロジェクトの概要

業」という。)を要請する意向である。

#### (1) プロジェクト目標:

コロール島とバベルダオブ島において送変電設備を整備することにより、両 島における電力供給の信頼性・安定性の向上及び再生可能エネルギー導入の促 進を図り、もって住民生活環境の改善、並びに温室効果ガス排出削減に寄与する。

(2) プロジェクトの成果:

コロール島とバベルダオブ島において、送変電設備の整備・拡充が行われる。

(3) プロジェクトの概要:

現時点で想定しているコンポーネントは、送電線の新設(マラカル発電所・アイライ変電所区間2回線化、コクサイ・エサール・アイライ区間の新設等を想定)、コロール変電所の新設、既設送電線の移設等である。

(4) 対象地域(サイト)

パラオ共和国 コロール島及びバベルダオブ島

- (5) 関係官庁・機関
  - ① 責任官庁:パラオ公共基盤・産業・商業省 (Ministry of Public Infrastructure, Industries & Commerce: MPIIC)
  - ② 実施機関:パラオ公共事業公社 (Palau Public Utility Corporation: PPUC)

#### 第4条 業務の目的

無償資金協力(施設・機材等整備方式(旧一般プロジェクト無償)の活用を前提として、本調査にて、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 第5条 業務の範囲

本調査は、パラオ国政府から要請の見込みである「送変電整備計画」について、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがパラオ国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクト内容の確認

要請書取り付け未了のため、PPUCとの協議の結果を踏まえ、要請内容を適切に要請書に反映する。また要請書取り付け後、要請内容が「第3条 プロジェクトの概要」と相違ないことを確認する。

#### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、 情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本 的了解を得るための現地調査を2回予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

なお、何れの現地調査も遠隔での実施となる可能性、水際対策により隔離期間が発生する可能性がある。このため、遠隔業務と現地業務とを最適に組合わせた 工程を検討しプロポーザルにて提案すること。

#### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催 し、内容を確認することとする。

#### 1) 現地調査派遣前

現地調査実施にあたっての対処方針を確認・協議する。

#### 2) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

#### 3) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

#### (4) 既存資料の活用

本プロジェクトの必要性・妥当性の検証等に当たっては、JICAが過去に実施した「送配電システム改善維持管理強化計画策定プロジェクト」(2018~2019年)等の関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。なお、上述の計画策定時からIPPによる発電計画等の方針が変更となっている点には十分留意すること。

#### (5) プロジェクト効果に影響を与えうる関連事業の確認、調整

現在、本プロジェクト対象地(コロール島とバベルダオブ島)において、IPP事業による再生可能エネルギー導入の計画が進められている。フェーズ1についてはPPA締結直前(2021年3月時点)であり、またフェーズ2についても今後事業の詳細をPPUCが検討する計画である。本プロジェクトは、IPP事業(特にフェーズ2)で導入される再エネ導入計画に合せて系統増強するものであり、IPP事業の動向について詳細に情報収集する。また同時にIPP事業と本プロジェクトが実施する事業範囲を明確にし、必要に応じてパラオ政府及び関連するコンサルタントとの協議、調整を行い、パラオ国全体の電力系統にとって最適な設計・計画内容を提案する。

#### (6) 対象コンポーネントの検討

本事業の対象コンポーネントについて、事業効果や既存計画との整合性の観点から本調査において優先順位付けを行った上で、選定スコープに対する概略設計・ 積算を行う。積算の結果を踏まえ、適切な事業規模の観点から必要に応じてコンポーネントの調整を行う。

#### (7) 電力セクターの現状を踏まえた技術的検討

#### 1) 機材の仕様

パラオ側が標準としている設備の技術仕様を精査した上で、現在の系統規模、 構成、周辺環境、メンテナンス体制に適合した主要設備の技術仕様を提案する。 特にコロール変電所の新設においては、老朽化したアイライ変電所の負荷を含む コロール州及びアイライ州への電力供給を想定しているが、将来的な需要想定、 近隣系統の開発計画、周辺機器の仕様(電流、短絡容量)や設備状況について検証を行い、必要な機器の特定や最適化を行う。

#### 2) 系統解析

系統解析に当たっては、PPUCによる将来の開発計画(IPP事業含む)についても考慮した上で、通常時や事故時の送電線、変圧器の電流値、母線電圧が規定範囲内であることを確認するとともに、以下の諸点にも着目した系統安定度(定態安定度、過渡安定度)の解析を行う。

- ▶ 将来計画を考慮した各設備の主要機器および周辺機器の妥当性
- ▶ 事故防止策(N-1 電制の適用等)を考慮した各設備の妥当性
- ▶ 母線故障時の潮流解析及び系統の周波数解析

なお、PPUC としては、IPP 事業についてはフェーズ 1 とフェーズ 2 の二期に分け段階的に再生可能エネルギー比率を増加させる方針である。フェーズ 1 については近日中に電力販売契約(PPA)の締結を予定しているが、フェーズ 2 については PPUC との協議通じて最新情報を確認し、系統解析に反映するものとする。

#### 3) 保護協調

パラオでは IPP 事業による太陽光発電の大量導入が計画されていることから、本計画対象設備については、上記 2) 系統解析の結果を踏まえ、適切な保護協調を計画する。

4) 変電所の拡張性の確保及びメンテナンス性の向上

今回計画されているコロール変電所は、既存アイライ変電所の役割を引き継ぐことを目的としていることから、最大電力需要地を支える主要変電所としての拡張性を考慮すること。また、無停電によるメンテナンスが可能となるよう変圧器の2バンク化についても検討を行うこと。

#### 5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリBと位置づけられる。従って、本調査ではJICA環境ガイドラインに準拠し、適切な環境社会配慮がはかれる事業計画を立案する。また、EIAの実施の要否を確認するとともに、パラオ国側により円滑な用地確保とスケジュールを確認すること。

#### 第7条 業務の内容

上記「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。 併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計 画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

- (3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認
  - 1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。
  - 2) 「国家エネルギー政策」「電力開発マスタープラン」等の関連上位政策、 計画、プログラムの内容を確認し、パラオ国の電力セクターの上位計画及 び本プロジェクトの位置づけについて確認する。
  - 3) 本プロジェクトの内容を無償資金協力で実施するにあたっての妥当性、必要性、緊急性を検証・分析する。
  - 4) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特にアジア 開発銀行により実施されている IPP 事業の入札・建設・運営モニタリング の技術支援、及び送電系統調査については、進捗状況と今後の予定につい て確認し、本事業に適切に反映する。

#### (4) プロジェクトの実施体制の確認

- 1) 実施機関のプロジェクト実施体制、人員配置計画、予算措置、維持管理に係る技術的能力及び財務状況等を調査する。
- 2) 既存変電設備の定期点検など運営・維持管理の実施状況を調査するととも に、設備台帳、スペアパーツ・消耗品の調達状況など、技術支援検討の基 礎材料となる現状の問題点を整理する。
- 3) 上記1)、2)を取りまとめ、適切な運営・維持管理計画を検討する。

#### (5) サイト状況(自然条件等)調査

本調査にて行う設計、施工・据付計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を実施し、施工・据付計画に反映させる。また、現地再委託にて実施することも可とする。

- 1) 送電線ルート調査:約30km全線を対象とし、現地踏査を踏まえてルート及び電柱位置を決定する。
- 2) 測量調査:コロール変電所用地及び送電線敷設ルート予定地周辺地域を対象
- 3) 地質調査:コロール変電所用地を対象
  - a)ボーリング調査
  - b) 標準貫入試験
  - c)室内試験等

具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、別紙「自然条件調査仕様」を参照の上、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

#### (6) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を 行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。また、潮流計算等の系統解析を通して、コロール島及びバベルダオブ島内の系統への影響も見極めたうえで、無償資金協力対象候補コンポーネント優先順位づけを検討する。

2) 基本設計(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を 検討する。

#### 【技術的検討ポイント】

- ≫ 変電所新設に際し使用可能なサイトを確定する。
- ▶ 現在及び将来の電力需給状況を調査の上、仕様に関する妥当性を検討する。
- > 実施機関の設備・機材の使用実績及び整備状況、要員配置、予算措置実績と計画について調査し、運営・維持管理体制を勘案した機材計画を行う。
- 3) 概略設計図
- 4) 施工・据付計画
  - a) 施工·据付方針
  - b) 施工・据付上の留意事項
  - c) 施工・据付区分(先方負担工事との区分)
  - d) 施工·据付監理計画
  - e) 品質管理計画
  - f) 資機材等調達計画
  - g)実施工程

#### (7) 環境社会配慮

1) 主要な環境社会影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成

JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。なお、主な調査項目は以下のとおり。

- a) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、及び経済社会状況 等)の確認
- b) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ① 環境社会配慮(環境影響評価、非自発的住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
  - ② JICA 環境ガイドラインとの整合性
  - ③ 関係機関の役割
- c) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること) の実施
- d) 影響の予測
- e) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- f)緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- g)環境管理計画・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)の検討

h) ステークホルダーミーティング開催の要否を確認し、開催が求められる場合には、ステークホルダーミーティングの開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)を行う。

#### 2) 簡易住民移転計画案の作成

本事業の実施により非自発的住民移転が発生する場合は、JICA環境ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の作成支援を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の通り。また、簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も機構に提出する。

- a) 用地取得・住民移転の必要性
- b) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査 結果
- c) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- d) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- e) 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償 手続き
- f) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- g) 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- h) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定、及びその責務
- i) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- j) 費用と財源
- k) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 1) 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- 以上の業務を行う。また、現地再委託にて実施することも可とする。

#### (8) 相手国負担事項

相手国負担事項(用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保等)の プロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に 要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に 際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項 がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応する よう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。

#### (9) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について、従前の調査結果等を最大限活用しつつ詳細調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③付加価値税(VAT等)、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(事前免税、実施機関負担または事後還付等)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)につい

て調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して0CAJI等を通じてヒヤリングを行い、免税情報を収集する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報はパラオ事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点でパラオ事務所と協議し、パラオ事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査結果は、先方税務当局と内容につき確認をした上で、第一次現地調査後を目途にパラオ事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめ、成果品と して提出する。

#### (10) プロジェクトの維持管理計画

パラオ国側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

#### (11) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。また、機材については、入札に対応できる精度とする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### 1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編・機材編を参照して積算を 行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- a)実施時期
- b) 事業費(総事業費及び内訳)
- c) 概略の仕様
- d) 入札方法(PQ 基準、国際入札/国内入札等)
- e) 契約条件 (総価方式/BQ 方式、支払い条件 (履行保障の有無等)等)
- f) 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

#### 4) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク (インフレ率等)
- イ、工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク (洪水、暴風雨、耐震等)
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

#### (12) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (13) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

#### (14) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、 ①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な 限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標 値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標の候補として、①裨益対象世帯・施設数、②設備容量、③最大設備利用率、④停電時間・頻度、⑤供給電力量、⑥ C02排出量(t/年)等を想定している。

#### (15) 対象候補コンポーネントの優先順位づけ

対象コンポーネントについて、主に以下の諸点を考慮のうえ優先順位付けを行い、無償資金協力本体予算規模の見通しに留意しつつ、事業スコープの検討ならびにパラオ国側との調整を行う。

- a) 各地域における需要予測の再確認と各コンポーネントの裨益効果
- b) 他援助国・援助機関(アジア開発銀行等)による支援計画との整合性
- c) 各コンポーネントの事業費
- d)系統安定化への貢献度

#### (16) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について機構 と協議する。

#### (17) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をパラオ国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概略事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発

展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (18) 準備調査報告書等の作成

パラオ国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、第8条報告書等に記載の成果品を作成する。

#### 第8条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

	成果品名	提出時期等	部数
(1)	業務計画書	契約締結後10営業 日以内	和文3部
(2)	インセプション レポート	第一次現地派遣5日 前	英文8部
(3)	現地調査結果概要	帰国後10日以内	和文5部
(4)	準備調査報告書(案)	報告書案説明調査7 日前	和文5部 英文10部
(5)	概略事業費(無償)積算内訳書	報告書案説明調査 後1ヶ月以内	和文2部
(6)	機材仕様書(案)	報告書案説明調査 後1ヶ月以内	和文2部 英文2部
(7)	概要資料 (※設計図及び完成予想図等を含 む。)	報告書案説明調査 後1ヶ月以内	和文1部およびCD-R 2枚
(8)	準備調査報告書 (※設計図及び完成予想図並びに測 量成果等を含む。)	契約終了時	和文(製本版) 8部およびCD-R 2枚 英文(製本版) 10部およびCD-R 3枚 和文(簡易製本版) 2部およびCD-R 1枚
(9)	デジタル画像集	契約終了時	CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
(10)	進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	契約終了時	英文3部
(11)		契約終了時	和文2部
(12)	広報用資料 	契約終了時	(事業概要のPPT和・英(各 一枚)の電子データ)

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (5) については「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」の補 完編・機材編(2019年10月)を、その他については「無償資金協力に係る報告書等 作成のためのガイドライン(2020年1月改訂版)」を参照する。
- 注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注4)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(最新版)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易 製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

# 第4章 業務実施上の条件

#### (1)業務工程

2021年7月下旬より第1次現地調査を行い、現地調査序盤において事業規模を特定すること。その後、国内解析(積算審査に必要な期間含む)を行い、2022年2月上旬に第2次現地調査(報告書案説明)を実施することを想定する。2022年3月上旬までに概要資料、2022年5月30日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

#### (2)業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 19人月(M/M)(現地:約8M/M、国内約11M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案 してください。

- ① 業務主任/送変電計画(2号)
- ② 変電設備 (3号)
- ③ 送電設備
- 4) 系統解析
- ⑤ 調達計画/積算
- ⑥ 施設設計
- ⑦ 環境社会配慮

注)業務従事者の構成は上記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

#### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- ▶ 送電線ルート調査
- ▶ 測量調査
- ▶ 地質調査
- > 環境社会配慮

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

#### (4)配布資料/閲覧資料等

- 1)配布資料
- ▶ なし
- 2) 公開資料

▶ パラオ国送配電システム改善・維持管理強化計画策定プロジェクトファイナルレポート(2019年)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040725.html

#### (5) JICAからの参加団員

第一次及び第二次現地調査にはJICAからの調査団参加を予定している(各8~10日を目途)。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

#### 1)第一次現地調査

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### 2) 第二次現地調査

準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

#### (6) その他留意事項

#### 1)無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

#### 2)業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任者は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮した調査工程とする。

#### 3)安全管理

現地作業に際しては、JICAの安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、 現地作業に先立ち必ず以下を行うこと。

- g) 外務省「たびレジ」へ渡航予定の業務従事者全員を登録
- h) 全業務従事者の「安全対策研修」(Web) 受講
- i) JICA パラオ事務所への緊急連絡先・メーリングリスト登録情報の提供

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA本部、JICAパラオ事務所、在パラオ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載し、現地作業時も適宜機構に提出する。

#### 4) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年11月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報

相談窓口または機構JICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

# パラオ共和国「送電網整備計画」準備調査 自然条件調査仕様書(案)

#### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、事業内容も勘案の上、自然条件調査の実施が必要であると判断した場合は、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

#### 2. 調査項目

(1) 送電線ルート調査及び地形測量

調査目的:機材・施設の設置計画に必要な地形の情報を把握する。

調査位置:コロール変電所敷地1ヵ所および34.5kV 送電線ルート(約30km)

調査方法:縦断測量及び平面測量(送電ルート全体)、平板測量(変電所のみ)

実施方法:現地再委託

成果品:変電所敷地図、送電線縦断測量図、送電線ルート平面図

(2) 地質調査

調査目的:機材・施設の設置計画に必要な地質の情報を把握する。

調査位置:コロール変電所敷地において適切な位置に必要な本数実施する。(変電

変圧器設置予定地)

調査内容:ボーリング調査 (深さ:変電所位置 20 mを想定、ただし支持層に達し

てから3m以上掘り込むこと)、標準貫入試験、室内試験等

実施方法:現地再委託 成果品:地質調査報告書

以上